

平成24年5月16日

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について
(平成24年5月16日 諮問第16号)

[3GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入及び予備品の見直しに伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(原田課長補佐、安倍係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課

(保坂課長補佐、戸部係長)

電話：03-5253-5901

電波法施行規則等の一部を改正する省令案について (3GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入等)

1 諮問の概要

(1) 3GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入

船舶の航行の安全のために使用するレーダーの増幅器は、常用で 1 年程度の寿命であるマグネトロン（真空管増幅器）が使用されているが、近年、マグネトロンと比較して長寿命、不要発射の低減、周波数の安定などのメリットがある固体素子（半導体素子）を使用する船舶用レーダーの導入が可能となった。これにより、船舶用レーダーのメンテナンス費用が安価となり、利用者にとって経済的なものとなることから、実用化のニーズが高まっている。

また、船舶用レーダーについて世界市場の 6～7 割のシェアを保有する日本企業からは、国際競争力強化を図るため実用化に向けた制度整備が求められているところである。

このような背景を踏まえ、平成 23 年 10 月、情報通信審議会に船舶用固体素子レーダーの技術的条件について諮問し、本年 2 月、3GHz 帯船舶用固体素子レーダーの技術的条件について一部答申を得たところである。

この一部答申を踏まえ、我が国において 3GHz 帯船舶用固体素子レーダーの導入を図るため、今回、電波法関係省令の一部改正を行うものである（「別添」参照）。

(2) 予備品の見直し

近年、半導体素子の信頼性が確保されていることから、電波法施行規則第 31 条第 3 項の規定に基づき、船舶局の無線電話等の無線設備であって送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用する場合は、予備品として半導体素子の備付けを要しないものとするものである。

2 諮問省令案の概要

(1) 電波法施行規則の一部改正

- ・ 半導体素子を使用する船舶局の無線電話等の無線設備の予備品について、予備品としての半導体素子の備付けを要しないものとする（第 31 条関係）

(2) 無線設備規則の一部改正

- ・ 3GHz 帯船舶用固体素子レーダーの技術基準を追加（第 48 条関係）

<参考> 無線機器型式検定規則の一部改正

- ・ 併せて、所要の規定を整備する。

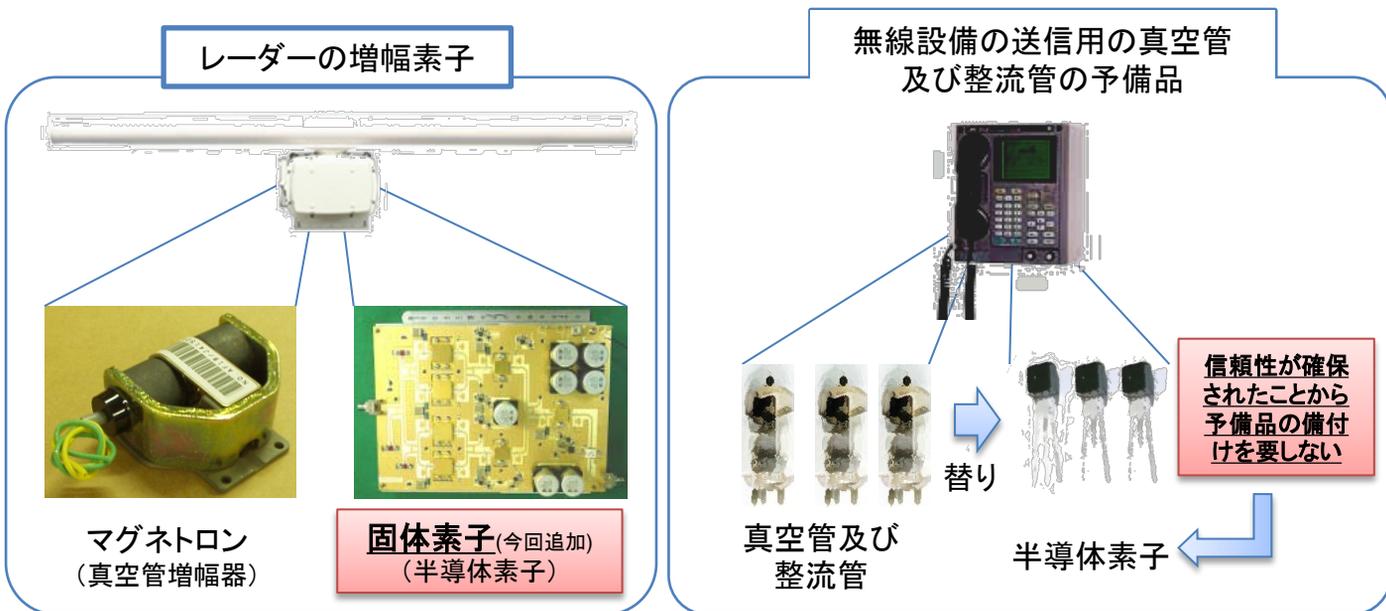
3 施行時期

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定。

3GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入等

【改正の概要】

- 船舶用レーダーの増幅器は、常用で1年程度の寿命であるマグネトロンが使用されているが、マグネトロンと比較して長寿命、不要発射の低減、周波数の安定などのメリットがある固体素子を使用する3GHz帯船舶用固体素子レーダーを導入するものである。
- 近年、半導体素子の信頼性が確保されていることから、船舶局の無線電話等の無線設備の予備品について見直しを行い、送信用終段電力増幅管に替えて半導体素子を使用する場合は、予備品として半導体素子の備付けを要しないものとするものである。
- 本件は、3GHz帯船舶用固体素子レーダーの導入、予備品の見直しを図るため、電波法関係省令の一部改正を行うものである。



<主な省令等改正事項>

省令等	改正内容
電波法施行規則	半導体素子を使用する船舶局の無線電話等の無線設備の予備品について、予備品としての半導体素子の備付けを要しないものとする(第31条関係)
無線設備規則	3GHz帯船舶用固体素子レーダーの技術基準を追加(第48条関係)
無線機器型式検定規則(諮問対象外)	3GHz帯船舶用固体素子レーダーを型式検定の対象機器に追加(別表第1号関係)
関係告示(諮問対象外)	レーダーの技術基準の関係告示に3GHz帯船舶用固体素子レーダーを追加